

## 捜査・公判協力型協議・合意制度

考えられる制度の概要（別紙参照）

- 検察官は、被疑者・被告人及び弁護人との間で、
  - ・ 被疑者・被告人において、他人の犯罪事実を明らかにするための捜査・公判協力を行う
  - ・ 検察官において、その裁量の範囲内で一定の処分又は量刑上の恩典を提供する旨の合意をすることができることとする。
- 合意及びそれに向けた協議の方法及び要件、合意からの離脱等について必要な法整備を行う。

### 【検討課題】

#### 1 合意の内容

##### (1) 被疑者・被告人が提供するもの

- 他人の犯罪事実を明らかにするための捜査・公判協力
  - ・ 検察官又は司法警察職員による取調べに対して真実の供述をすること
  - ・ 他人の刑事事件の証人として尋問を受けるに際し、真実の証言をすること
  - ・ 証拠物の提出又はその押収への協力
  - ・ その他関連事項

##### (2) 検察官が提供するもの

- 処分上の恩典 不起訴，特定の訴因及び罰条による訴追，訴因又は罰条の撤回又は変更，公訴の取消し  
特定の供述についての使用免責  
即決裁判手続の申立て，略式命令請求 など
- 量刑上の恩典 特定の科刑意見
- その他の恩典

#### 2 合意及びそれに向けた協議の方法及び要件

##### (1) 当事者等

###### ア 基本的な当事者・関与者

- ・ 検察官
- ・ 被疑者・被告人，弁護人

###### イ 送致事件における司法警察職員の関与の在り方

###### ウ 犯罪被害者等の意向を反映するための方策の在り方

## エ 裁判所（官）の関与の在り方

- 裁判所（官）は、合意及びそれに向けた協議にどのように関与することとするか。

**A案** 裁判所（官）は、当事者として合意及びそのための協議に参加するものとする。

**B案** 合意が成立した場合、裁判所（官）において必要的に合意の内容を審査しなければならないこととする。

**C案** 検察官は、合意が成立した場合、その旨を裁判所に対して明らかにしなければならないこととする。裁判所は、これを踏まえて審理を行う。

**D案** 特段の定めは設けない。

### (2) 要件

- 合意できる内容を定めることと別に、合意の要件を定めるか。
- 合意に向けた協議を行うに当たっての要件を定めるか。

### (3) その他

- 合意は、検察官、被疑者・被告人及び弁護人が連署し、その内容を明らかにした書面による。
- 合意に向けた協議の過程の記録の在り方

## 3 合意からの離脱等

### (1) 合意からの離脱

- 当事者は、どのような場合に合意から離脱できることとするか。

### (2) 離脱の効果等

- 離脱にどのような効果を認めるか。
- 当事者間の公平を担保するための仕組みの在り方
  - A 被疑者・被告人の合意違反により検察官が合意から離脱した場合
  - B 検察官の合意違反により被疑者・被告人が合意から離脱した場合
    - ・ 合意違反を構成する検察官による行為（例えば、公訴の提起）の効力を否定又は制限するか。
    - ・ 合意の失効前に合意に基づいて得られた証拠の証拠能力を制限するか。

## 4 対象犯罪

## 5 その他

### (1) 収集される供述の真実性担保方策（いわゆる引き込みの危険への対処）

- 次の各段階において、どのような対処をなし得るか。

- ・ 協議の開始段階
- ・ 協議の過程における協力供述の収集段階
- ・ 合意段階
- ・ 合意後の証拠化段階
- ・ 合意に基づいて得られた供述の公判廷への顕出段階

(2) 捜査への影響

- 従来の手法による捜査への影響
- 被疑者による制度悪用の懸念

## 考えられる捜査・公判協力型協議・合意の手続の流れ

